

別表（第6条関係）

漁業種類の分類		漁業の内容	備考
(A)統計の分類	(B)登録の分類		
1 淡水漁業	淡水漁業	潮汐の影響のない潟、湖沼、河川、放水路、溜池、貯水等における漁業	
2 内水面漁業	内水面漁業	潮汐の影響のある潟、湖沼、河川、放水路等における漁業	
	うなぎ稚魚漁業	内水面におけるすくい網を利用したうなぎ稚魚漁業	
3 採介藻漁業	採介藻漁業	浅海における海藻、貝類の採取及び養殖業	
	採介藻（ ）漁業	さんご、かき等の採取業	括弧内にさんご、かき等の別を記入すること。
4 定置漁業	定置漁業	定置網漁業以外の定置漁業を含む。	
5 一本釣り漁業	一本釣り漁業	各種一本釣り漁業。ただし、かつお、まぐろ及びいか、さば等を除く。	
	一本釣り（ ）漁業	いか一本釣り及びさば等のはねつり漁業	括弧内にいか、さば等の別を記入すること。
6 はえなわ漁業	はえなわ漁業	各種はえなわ、たこ、えい等の空つりなわ漁業。ただし、まぐろ、さめ、かじき、さけ、ます、たら及びかにかごはえなわ漁業を除く。	
	はえなわ（ ）漁業	さけ、ます、たら及びかにかごはえなわ漁業	かごはえなわ漁業を含む。括弧内にさけ、ます、たら、かに等の別を記入すること。
7 刺網漁業	刺網漁業	刺網、たたき網、はねかえし網漁業	
	さけ・ます流し	中型さけ・ます流し網、小型さけ・ま	

	網漁業	す流し網及び日本海さけ・ます流し網漁業	
	かじき等流し網漁業	かじき等流し網漁業	
8 まき網漁業 (網船)	〇〇まき網漁業	大中型まき網、中型まき網及び小型まき網漁業の網船	〇〇に大中型、中型、小型の別を記入すること。
9 まき網漁業 附属船	まき網漁業附属船 ( )	各種まき網漁業の附属運搬船、灯船及びとう載漁艇等	括弧内に、運搬、灯船等の別を記入すること。
10 敷網漁業	敷網漁業	敷網、八田網、四ツ手網、待網、打網、張網、飼取網、桂網、棚網及び棒受網（さば及びさんまを除く。）漁業	
	〇〇棒受網漁業	さば・さんま棒受網漁業	〇〇にさば、さんま等の別を記入すること。
11 底びき網漁業	〇〇底びき網漁業	小型底びき網及び沖合底びき網漁業	〇〇に小型、沖合の別を記入すること。
12 以西底びき網漁業	以西底びき網漁業	以西底びき網漁業（1 そうびきを含む。）	
13 遠洋底びき網漁業	遠洋底びき網漁業	遠洋底びき網漁業	
14 ひき網漁業	ひき網漁業	11 から 13 までに掲げる漁業以外の各種ひき網漁業（けた網こぎ網、地こぎ網、こびき網、瀬びき網、巣びき網、中びき網、沖びき網、地びき網、車びき網、歩行びき網、船びき網、船びきつた網、沖取網、バッチ網、ごち網等）	
15 かつお・まぐろ漁業	かつお・まぐろ漁業	かつお一本つりとまぐろはえなわ漁業の兼業	
	かつお一本つり漁業	かつお・まぐろ一本つり漁業	

	まぐろはえなわ漁業	まぐろ、さめ、かじきうきはえなわ漁業	
16 捕鯨業	捕鯨業	捕鯨、探鯨及び小型捕鯨業。母船式の母船を除く。	
17 官公庁船	官公庁船（ ）	漁業の試験、調査、指導、練習又は漁業の取締りに従事する漁船	括弧内に練習、取締等の別を記入すること。
18 運搬船及び各種母船	漁獲物運搬船	漁場から漁獲物を運搬する漁船	
	捕鯨業（母船）	捕鯨母船	
19 雑漁業	突棒漁業	突棒漁業	
	養殖業	魚類養殖	
	うなぎ稚魚漁業	海面におけるすくい網を利用したうなぎ稚魚漁業	
	雑漁業	上記の分類に近似の漁業がない漁業	

注 上記「漁業の内容」に記載のない漁業は、近似の漁業を記載すること。